

【瑞穂市総合センターの料金改定表】

部屋名		区分	午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	全日	
1階	大ホール	平日	R8年3月31日まで	21,600	24,700	37,200	83,500
			R8年4月1日以降	23,700	27,100	40,500	91,300
		休日	R8年3月31日まで	28,900	33,000	49,600	111,500
			R8年4月1日以降	31,700	36,300	54,000	122,000
	楽屋1	R8年3月31日まで	1,000	1,100	1,700	3,800	
		R8年4月1日以降	1,100	1,200	1,800	4,100	
	楽屋2	R8年3月31日まで	600	600	900	2,100	
		R8年4月1日以降	700	700	1,000	2,400	
	楽屋3	R8年3月31日まで	600	600	900	2,100	
		R8年4月1日以降	700	700	1,000	2,400	
2階	多目的ホール	R8年3月31日まで	4,300	5,000	7,400	16,700	
		R8年4月1日以降	4,700	5,500	8,100	18,300	
3階	栄養指導室・ 調理実習室	R8年3月31日まで	2,900	3,300	5,000	11,200	
		R8年4月1日以降	3,200	3,600	5,500	12,300	
4階	リハーサル室	R8年3月31日まで	1,400	1,700	2,400	5,500	
		R8年4月1日以降	1,700	2,000	2,700	6,400	
	和室研修室	R8年3月31日まで	3,400	4,000	6,000	13,400	
		R8年4月1日以降	3,800	4,500	6,500	14,800	
	創作室1	R8年3月31日まで	1,400	1,700	2,400	5,500	
		R8年4月1日以降	1,700	2,000	2,700	6,400	
	創作室2	R8年3月31日まで	1,400	1,700	2,400	5,500	
		R8年4月1日以降	1,700	2,000	2,700	6,400	
	OA研修室	R8年3月31日まで	2,100	2,400	3,700	8,200	
		R8年4月1日以降	2,500	2,800	4,200	9,500	
5階	第1会議室	R8年3月31日まで	1,400	1,700	2,400	5,500	
		R8年4月1日以降	1,700	2,000	2,700	6,400	
	第2会議室	R8年3月31日まで	1,400	1,700	2,400	5,500	
		R8年4月1日以降	1,700	2,000	2,700	6,400	
	第3会議室	R8年3月31日まで	1,400	1,700	2,400	5,500	
		R8年4月1日以降	1,700	2,000	2,700	6,400	
	第4会議室	R8年3月31日まで	2,900	3,300	5,000	11,200	
		R8年4月1日以降	3,200	3,600	5,500	12,300	
	修養室	R8年3月31日まで	1,400	1,700	2,400	5,500	
		R8年4月1日以降	1,700	2,000	2,700	6,400	

<備考>

※この表において「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。

※入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、使用料に次の割合を乗じて得た額を加算する。

(1)入場料等が1人当たり3,000円以下の場合 100分の50

(2)入場料等が1人当たり3,000円を超える場合 100分の100

※利用者が、営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料で入場させる場合は、使用料に100分の50を乗じて得た額を加算する。

※4階の和室研修室を仕切って利用する場合の使用料は、使用料にその割合を乗じて得た額とする。

※利用時間が、この表に区分する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。

※使用料を算出する際に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

問い合わせ先：生涯学習課 電話058-327-2117